

道路舗装構成等の記録の保存

1 本業務は道路舗装構成物の記録保存の対象業務である。道路舗装構成等の記録保存については、特記仕様書第9章によるものとし、作成要領は以下の通りとする。

ただし、作成要領により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 対象とする舗装

- ① 県管理道路における舗装

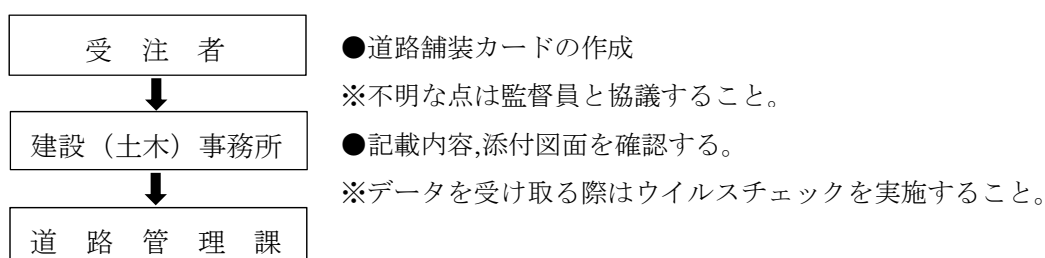
(2) 提出する資料

- ① 道路舗装カード：2部

(3) 保存資料様式

- ① 共通仕様書 土木工事編Ⅲによる。

(4) 提出フロー



(5) 記入方法

- ① 舗装カードは工区毎に作成すること。
- ② 整理番号は、左側は記入不要、右側に工区数により通し番号を記入すること。
- ③ 「予算費目」、「工事種別」、「総交通量」、「大型車交通量」、「交通区分」については監督員の指示を受けること。
- ④ 「距離標」、「座標」は未記入でも可。
- ⑤ 「施工幅員」は代表値を記入すること。
- ⑥ 「総交通量」、「大型車交通量」は、道路交通センサスから参照すること。
- ⑦ 「舗装構成」の「材料種別」、「材料名」、「最大粒径」は、様式の右側によるコード表より2桁の数字を入力すること。
- ⑧ 裏面の施工箇所図は、路面性状評価図を原則とする。路面性状調査を行っていない路線については管内図とする。
- ⑨ 裏面の起終点は、施工箇所が特定できる表現とし、住所（番地まで）又は目印となる構造物からの距離などとする。
- ⑩ 施工箇所の参考図面として、工事発注時の資料（道路台帳附図）がある場合はその図面を添付すること。